

IVR サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスのうちカード決済を利用する場合のオプション機能である「IVR 決済サービス」に関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) IVR 甲が電話を使用して行う信用販売（以下「電話販売」という）における商品の代金等決済について、自動音声応答を行い、買主のカード番号等、カードの有効期限等の情報（以下総称して「カード番号等」という）を買主に直接入力させ、カード番号等を、電話回線を通じて受信するシステム。
- (2) IVR 決済サービス IVR を利用して受信したカード番号等を、カード決済に関する本サービスの提供に必要な PG 所定のデータ形式に変換するサービスであって、本規約が定めるもの。

(IVR 決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 IVR 決済サービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 甲が電話販売の買主から受けた電話を IVR に転送した場合にこれを受信すること
- (2) (1) で受信した電話に対し、IVR を利用して予め録音していた応答音声流すこと
- (3) (2) の応答音声において、買主が電話販売の代金等決済に利用するカード番号等の入力案内を行い、買主をして、電話を用いたカード番号等の入力をさせること
- (4) 買主が (3) で入力したカード番号等を、PG 所定のデータ形式に変換すること
- (5) (4) で PG 所定のデータ形式に変換したカード番号等を PG のシステムに送信すること
- (6) 前記 (1) ないし (5) に付随するサービス

2. PG は、IVR が第三者の特許あるいはその他の知的財産権を侵害していないと保証するものではない。

(IVR 決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が IVR 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、IVR 決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び IVR 決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、IVR 決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、IVR 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

2. 甲は、IVR サービスを利用するにあたり買主に通知するフリーダイヤル等の電話番号（以下「連絡先番号」という。）を自己の費用及び負担で準備するものとし、PG 又は PG の指定する者から甲に通知する電話番号（以下「IVR 着信番号」という。）を連絡先番号として利用しないものとする。なお、甲は、IVR 着信番号を公開してはならない。

(IVR 決済サービスの対価)

第5条 甲は、IVR 決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払い方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

第6条 利用規約に定めるもののほか、甲は、IVR 決済サービスに関する本サービスの解約を行わない限り、IVR 決済サービスを休止できないものとし、かつ、IVR 決済サービスの利用の対価の支払いを拒むことはできないものとする。

2. 甲は、電話販売にかかる買主の電話が過度に発生すると合理的に予測できる場合（広告、宣伝等によるものを含むがこれに限らない。）は、事前にこれを PG に通知するものとする。

以上